

## 【工種追加の申請をする方】（建設工事に登録済みの場合）

### 令和3・4年度小樽市競争入札参加資格審査申請要領

令和3・4年度において小樽市（水道局及び病院局を含む。）が行う建設工事に係る競争入札の参加資格申請の工種の追加申請について受付を行います。

すでに競争入札参加資格者として建設工事に登録済みの方が、登録済み以外の工種の追加申請を希望する場合は、提出書類の一部を省略できます。

#### 第1 競争入札参加資格について

##### 1 資格の種類

建設工事（29種）

建設業法別表に掲げる建設工事の種類

##### 2 資格の要件

資格の審査基準日は、次のとおりです。

	申請受付期間	審査基準日
1	令和3年4月1日～令和3年4月30日	令和3年4月1日
2	令和3年5月6日～令和3年5月31日	令和3年5月1日
3	令和3年6月1日～令和3年6月30日	令和3年6月1日
4	令和3年7月1日～令和3年7月30日	令和3年7月1日
5	令和3年8月2日～令和3年8月31日	令和3年8月1日
6	令和3年9月1日～令和3年9月30日	令和3年9月1日
7	令和3年10月1日～令和3年10月29日	令和3年10月1日
8	令和3年11月1日～令和3年11月30日	令和3年11月1日
9	令和3年12月1日～令和3年12月28日	令和3年12月1日
10	令和4年1月4日～令和4年1月31日	令和4年1月1日

建設工事の資格要件は次のとおりです。

次の①から③のいずれにも該当することが必要です。

- ① 審査基準日において、申請する種別が29種のそれぞれの資格に対応する建設業の許可を有する建設業者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上引き続き事業を営んでいること。
- ② 申請する種別のそれぞれの資格に対応する建設業の許可について経営事項審査を受け、その結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）を有しており、かつ、その結果通知書の基準日（決算日）が下記の表以降のもので、申請する工種に対応する完成工事高があること。
- ③ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。

	審査基準日	結果通知書の基準日（決算日）
1	令和3年4月1日	令和元年12月2日
2	令和3年5月1日	令和2年1月2日
3	令和3年6月1日	令和2年2月2日
4	令和3年7月1日	令和2年3月2日
5	令和3年8月1日	令和2年4月2日
6	令和3年9月1日	令和2年5月2日
7	令和3年10月1日	令和2年6月2日
8	令和3年11月1日	令和2年7月2日
9	令和3年12月1日	令和2年8月2日
10	令和4年1月1日	令和2年9月2日

### 3 資格の登録有効期間

	審査基準日	資格の登録有効期間
1	令和3年4月1日	令和3年6月1日～令和5年3月31日
2	令和3年5月1日	令和3年7月1日～令和5年3月31日
3	令和3年6月1日	令和3年8月1日～令和5年3月31日
4	令和3年7月1日	令和3年9月1日～令和5年3月31日
5	令和3年8月1日	令和3年10月1日～令和5年3月31日
6	令和3年9月1日	令和3年11月1日～令和5年3月31日
7	令和3年10月1日	令和3年12月1日～令和5年3月31日
8	令和3年11月1日	令和4年1月1日～令和5年3月31日
9	令和3年12月1日	令和4年2月1日～令和5年3月31日
10	令和4年1月1日	令和4年3月1日～令和5年3月31日

## 第2 資格審査の申請について

### 1 申請の受付

受付期間（締切り当日消印有効）

	審査基準日	申請受付期間
1	令和3年4月1日	令和3年4月1日～令和3年4月30日
2	令和3年5月1日	令和3年5月6日～令和3年5月31日
3	令和3年6月1日	令和3年6月1日～令和3年6月30日
4	令和3年7月1日	令和3年7月1日～令和3年7月30日
5	令和3年8月1日	令和3年8月2日～令和3年8月31日
6	令和3年9月1日	令和3年9月1日～令和3年9月30日
7	令和3年10月1日	令和3年10月1日～令和3年10月29日
8	令和3年11月1日	令和3年11月1日～令和3年11月30日
9	令和3年12月1日	令和3年12月1日～令和3年12月28日
10	令和4年1月1日	令和4年1月4日～令和4年1月31日

## 2 申請の方法

次の申請書類を作成し、受付期間内に書留郵便（一般、簡易問わず）による郵送又は持参により提出してください。

【送付先】 〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

### (1) 申請書の様式

申請書の様式は小樽市独自様式です。

建設工事の市町村統一様式による申請書類の提出はできません。

小樽市ホームページよりダウンロードできます。

### (2) 提出書類及び記載注意事項等

区分	提出書類	●必須 △該当する 場合のみ	注意事項等
1	競争入札参加資格審査 申請書【追加申請】 (様式1)	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請年月日(提出日、郵送日)を記入してください。</li> <li>・「所在地」欄は、法人は商業登記されている本店(本社)の、個人はその本拠となっている所在地を記入してください。</li> <li>・「商号及び名称」欄は、法人は商業登記されている商号を、個人は登録している名称を記入してください。</li> <li>・「代表者職・氏名」欄には、必ず実印を押印してください。</li> <li>・「メールアドレス」は、市からの連絡に使用するメールアドレスを記入してください。</li> <li>・令和3・4年度の小樽市競争入札参加資格者名簿に登録のある10桁の登録番号を記入してください。</li> </ul>
2	建設工事申請概要 【追加申請】(様式7)	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請工種               <ul style="list-style-type: none"> <li>①本店(本社)が有している建設業許可業種のうち、<b>今回追加申請する工種についてのみ記入</b>してください。</li> <li>②受任者を指定する場合、本店(本社)と受任者の両方が追加申請する工種の建設業許可を有している必要があります。(建設業許可証明書別表又は別紙二を添付)</li> <li>③申請工種数は、<b>当初申請と追加申請を合計</b>し、10種までです。</li> <li>④経営事項審査結果通知書(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)において、申請する工種に対応する完成工事高があること。</li> <li>⑤追加申請する工種の総合評定値(P)の点数を記入してください。</li> </ul> </li> <li>令和元年5月31日をもって「とび・土工・コンクリート工事」及び「解体工事」に係る経過措置が終了したため、令和元年5月31日までに「解体工事」の建設業許可を受けている場合又は許可申請を行った場合を除き、許可を受けてから2年未満では「解体工事」の登録はできません。</li> <li>・道内技術者の内訳               <ul style="list-style-type: none"> <li>技術者の追加、変更がある場合のみ記入してください。(変更がない場合、記入は不要です。)</li> <li>①記入対象は道内に勤務する技術者です。</li> <li>②「技術者名簿(道内技術者)(様式9)」に記載されている技術者について記入してください。</li> </ul> </li> </ul>

区分	提出書類	●必須 △該当する場合のみ	注意事項等
2	建設工事申請概要【追加申請】(様式7)	●	(前ページからの続き)  ③同一人が2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格別に人数を記入してください。ただし、同一資格で1級及び2級を有している者については1級として記入してください。 ④技術者には役員も含まれます。
3	経営事項審査結果通知書(写し可) (経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)	●	・基準日(決算日)が資格要件の基準日以降のもの写しを提出してください。
4	工事(業務)経歴書(様式10)(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	●	・今回追加申請する工種分のみ提出してください。 ・直前2年度の決算分の工事経歴を申請する工種ごとに未成事業を除いて別様で作成してください。(経営事項審査申請の際に添付した工事経歴(直前2年度分)の写し可。) ・種別区分は、申請工種と同様です。 ・配置技術者氏名は、記入する必要はありません。 ・請負代金は、消費税及び地方消費税相当額を除いた事業高を集計してください。 ・様式の内容が備わっている工事(業務)経歴書があれば、それをもって代えることができます。
5	技術者名簿(様式11)(写し可、内容がわかれば形式は問わず)	△	・技術者の追加、変更がある場合のみ提出してください。(変更がない場合、提出は不要です。) ・道内の本店、支店、営業所等に勤務する技術者について記入してください。 ・建設業法第7条第2号イ・ロ・ハの規定による主任技術者、測量法、技術士法、建築士法その他許可・登録等に関して関係省庁が有資格者に相当するものとして指定する有資格者について作成してください。なお、法令による免許等を有していなくても、実務経験により技術職員として勤務する者も併せて記入してください。 ・建設業監理技術者資格者証交付番号欄は、当該資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。 ・道外業者で道内に支店・営業所等(受任事務所)を有しない場合は、道内での稼働予定技術者について作成してください。 ・道内技術者以外も掲載されている技術者名簿を提出する際は、道内関係分を欄外に○印をするなど明確に区分してください。 ・様式の内容が備わっている技術者名簿があれば、それをもって代えることができます。
6	許可・登録証明書(写し可) (申請工種に関係するものは全て添付)	●	・申請工種により、建設業許可通知書、一部廃業届、許可申請書別表の各写しを提出してください。 ・最新の許可証では審査基準日において2年以上の経過が確認できない場合は、更新前の許可証も併せて提出してください。 ・受任者を置く場合は、別表又は別紙二を必ず添付してください。
7	提出書類の確認チェック表(様式19)	●	・提出する書類に不足がないか、必ずこのチェック表で確認し、提出する書類に「✓」をつけてください。
8	不足書類等調査票(様式20)	●	・申請書作成担当者連絡先(商号又は名称、担当者役職名・担当者氏名及びFAX番号)を記入してください。 ・本書は、不足書類があった際にFAX連絡用として使用します。

区分	提出書類	●必須 △該当する 場合のみ	注意事項等
9	返信用封筒 1枚 (84円切手を貼り、封筒は、長形3号規格)	●	<ul style="list-style-type: none"> <li>・返信用封筒は、長形3号の規格のものに限ります。</li> <li>・「指名競争入札参加資格者名簿登録通知書」の送付に使用します。</li> <li>・返信用封筒は、1枚作成し、提出してください。</li> <li>・封筒には、返信先(送付希望先)の「住所」及び「会社名等」を記入してください。</li> </ul>

### 3 問合せ先

小樽市財政部契約管財課 契約審査グループ

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 市役所別館2階

電話 (0134)32-4111 工事・設計等担当 内線237

Fax (0134)23-0675

E-mail : keiyaku@city.otaru.lg.jp 小樽市ホームページ <http://www.city.otaru.lg.jp>